

# 「公共工事の検査」

国土交通省 関東地方整備局  
企画部 工事検査官 竹淵 伸一

## 1. はじめに

会計法に基づいて執行される国の請負工事においては、検査職員が工事目的物の契約図書との適合を確認して初めて代価の支払いが可能となります。

即ち、検査職員以外の者によって契約図書との適合が確認されても、給付完了の確認にはなりません。工事の施工途中で監督職員による契約図書との適合の確認を一部実施することがありますが、これはあくまで土木工事の特性を考慮して行うこととし

ているものであり、検査の補完として位置づけられます。

工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として受け取り、その代価を支払ってよいことの確認（給付完了の確認）、工事成績評定により請負者の適正な選定及び指導育成、検査時の指導を通じて適正かつ能率的な施工を確保、工事に関する技術水準の向上に資することが検査の重要な役割です。

## 2. 会計法に基づく検査と技術検査

	会計法に基づく検査	技術検査
1. 目的	給付の完了の確認	工事成績評定(技術的水準の向上)
2. 確認	契約書、仕様書及び設計図書、その他関係書類に基づいて行う	
3. 実施時期	完成通知から14日以内	イ.同左の実施時期と同等、ロ.中間検査
4. 検査をする職員の任命	本官：工事検査官又は検査適任者の中から任命 分任官：分任官自ら又は検査適任者の中から任命 任命者：支出負担行為担当官 ：分任支出負担行為担当官	任命者：局長 ：事務所長
5. 検査の方法	土木工事検査技術基準（案）	土木工事技術検査基準（案）
6. 検査の成果	工事検査調書	技術検査復命書、工事成績評定表等
7. 検査する人	検査職員	技術検査官

※実務上、検査職員と技術検査官は同一人を任命します。

## 3. 工事検査の種類

## 工事検査の種類

種類	目的	検査の位置付け		引渡	使用	適用
		給付の完了の確認	技術検査			
完成検査	工事の完了を確認するための検査。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。	○	○	○	○	契約書第31条 技術検査要領 第2条第2項
既済部分検査	工事の契約に際して出来形部分払いの条項を適用することになっている工事の場合、請負者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から14日以内に行う。 会計法上の検査を行う。	○	※	※	※	契約書第37条・41条 技術検査要領第2条第2項 ※中間技術検査と一緒に 行うことを原則とする。
	工事の完成前に、契約図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に、請負者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。	○	○	○	○	契約書第38条 技術検査要領第2条第2項
中間技術検査	主たる工種が不可視となる工事の埋戻しの前等、施工上の重要な変化点等において、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で工事施工の途中段階で行われる検査。		○			技術検査要領第2条第3項
完成後技術検査	総合評価方式やVE提案方式など性能規定発注方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているか どうかを確認する検査。		○			技術検査基準第5条

## ■既済部分検査

- ・工事契約に際して、部分払いの条項を適用することになっている工事の場合に行う検査
- ・会計法上の検査と技術検査の両方を行う
- ・検査が合格すれば、部分払い金の支払いを行います、部分払い相当部分の引き渡しは行われません

## ■完済部分検査

- ・工事の完成前に、契約図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に行う検査
- ・会計法上の検査と技術検査の両方を行います
- ・検査が合格すれば、部分払い金の支払いは行い、指定部分の引き渡しが行われます

## ■中間技術検査

- ・工期が6ヶ月以上かつ1億円以上の工事については、原則2回以上実施
- ・主たる工種が不可視となる工事の埋戻しの前等、施工上の重要な変化点等において設計図書との整合を確認しておき、出来るだけ手戻りを少なくすることや請負者への技術的指導の意味合いを持つ工事の施工途中で行われる技術検査
- ・代価の支払いや引き渡しは行われません

## ■部分使用検査（確認）

- ・工事目的物の一部を発注者がこれを使用する必要が生じた場合に行う工事途中の検査。中間技術検査の一環として行うことが望ましい
- ・代価の支払いは行われません
- ・使用には請負者の承諾が必要です

**■完成検査**

- ・工事の完了を確認するための検査
- ・会計法上の検査と技術検査の両方を行います
- ・検査が合格すれば、請負代金の支払いが行われ工事目的物の引き渡しが行われます

**■完成後検査（品確法施行後に新たに位置付けられた事項）**

- ・総合評価方式やVE提案方式など、性能規定発注方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定・機能が確保されているかどうかを確認する検査
- ・工事目的物そのものは、工事完成後に通常の完成検査により引き渡しが行われ、代価の支払いは行われます

**4. 検査の実務**

- ・請負者からの完成通知を受けた日から、14日以内に行うことになっています
- ・検査の基本的な流れは、①監督職員等から総括説明 ②書類検査 ③現地検査

**5. 検査の項目**

- ・工事概要の把握

**①工事実施状況の検査**

- 手順1 契約書等の履行が適切に実施されているか否かを確認
- 手順2 施工体制が適切であったか否かを確認
- 手順3 施工計画書や工事打合せ簿等が適切に提出されているか否か、又その内容が現場状況を適切に反映し、施工されたか否かを確認
- 手順4 施工管理、工程管理を適切に行っているか否かを確認

- 手順5 安全管理上の措置が適切に行われているか否かを確認

**②出来形の検査**

- 手順1 書面により出来形寸法が規格値を満足しているか否かを確認
- 手順2 出来形寸法の検査箇所と検査内容を決定
- 手順3 検査箇所について、現地において検査内容の出来形寸法を測定
- 手順4 検査結果が規格値を満足しているか否か、又出来形管理精度を把握
- 手順5 適否の判定

**③品質の検査**

- 手順1 書面により品質が規格値を満足しているか否かを確認
- 手順2 現地での観察や確認
- 手順3 適否の判定

**④出来ばえの検査**

- 現地での観察や確認
- 全体的な外観（仕上げ面、通り、すり付け、色、仕上げセンスなど）
- 機能面からの判定（コンクリート構造物や盛土面等のクラックの有無、芝付けの活着状況や法面の締固め状況、埋戻し部の施工の良し悪しなど）

**6. 検査の合否判定の基本**

工事が工期限内に完成し、完成検査によって工事目的物が設計図書に適合していることが確認されれば合格。設計図書に合格とは、請負者は出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、全て規格値を満足しなければなりません。